破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３５４号
茨城県土浦市並木５丁目4128番地51、前住所茨城県つくばみらい市伊奈東54番地32
債務者　中村　直子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５９号
茨城県土浦市大岩田1492番地
債務者　柳本　由紀
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７６３号
埼玉県鶴ケ島市大字鶴ケ丘15番地５　スカイハイツ102号
債務者　岡田　幸江
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１６９号
山口県宇部市大字東岐波3138番地３
債務者　渡部　　緑
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１８６号
山口県宇部市末広町４番35―３号、旧住所山口県宇部市昭和町４丁目３番２号
債務者　殿河内　勝
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２４１４号
札幌市厚別区厚別西２条４丁目３番15号　八幡方
債務者　福田　美香（旧姓八幡）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３２号
札幌市豊平区月寒西２条７丁目１番６―303号
債務者　佐光　義浩
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９１９号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目10番４―202号
債務者　千葉　好起
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７１号
札幌市厚別区厚別東２条７丁目３番３号　みずほタウンハウスＢ―１号
債務者　中泉真由美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３００１号
札幌市東区北49条東４丁目２番２号
債務者　中川　龍司
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３００２号
札幌市東区北49条東４丁目２番２号
債務者　中川　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０２０号
札幌市厚別区厚別西４条３丁目２番５号　ハイツジンタ202号
債務者　平村　武士（旧姓石澤）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０２１号
札幌市厚別区厚別西４条３丁目２番５号　ハイツジンタ202号
債務者　石澤　朱里
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０５０号
札幌市白石区栄通13丁目３番24号　第二冬春荘105号　佐藤美紀子方、住民票上の住所札幌市豊平区平岸８条13丁目１番22―807号
債務者　齋藤　光紗
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０５３号
札幌市東区北44条東15丁目２番26号　ラポール栄町203号
債務者　柴谷　賢一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０６１号
北海道江別市あけぼの町９番地　市営住宅Ｉ―３号棟18号室
債務者　本宮　英鼓
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０７８号
札幌市中央区南４条西18丁目２番10号　ＴＭＳ円山201号
債務者　川田　倫子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部